

二、戦後の農村変革と緊急開拓政策

——岩手県東磐井郡旧興田村の事例——

三重大学医療技術短期大学部 武 笠 俊 一

敗戦直後、緊急開拓と名づけられた政策が掲げられた時代があった。それは戦後農村の基本的な性格が形づくられた時代とほぼ一致している。

戦後農村の基本的骨格を決定したのは、いうまでもなく農地改革と農業協同組合であるが、開拓行政もまた土地（未墾地の開放）と組合（開拓組合の結成）の二つを軸に展開した。一般には、農地開放も農協の結成もさまざまな曲折をへたが開拓行政においてはこの二つはより直線的な形をとる。未墾地の取得は開拓の出発点であり、開拓組合の結成は開拓助成の受け皿としての必然性を持っていたからである。それゆえ、開拓行政は、政策内容の不備はともかくとして、戦後農政の形成に先行しつつ、その特色はもっとも早く具現化したのである。増産を至上命令とする土地開放と補助金交付から、生産性の低い開拓地区の切り捨てへ——緊急開拓事業の歴史の中にその後の戦後農政の原型が見られると言ってもいい。

戦後の開拓政策は、昭和二〇年十一月九日「緊急開拓事業実施要領」が閣議決定されたことに始まる。その目標は入植一〇〇万戸、一五五万町歩の開墾を五ヶ年計画で行なうという、遠大なものであった。戦後開拓行政のなかで、行政施策の対象はつぎの三つに大別された。

(1) 国営開拓地（総面積が三〇〇町歩以上の地区）
(2) 国営代行開拓地区（総面積が五〇町歩以上のもの地区）
(3) 補助開拓地区（総面積が五〇町歩以下の地区）
(1)は、地区内に農林省の事務所を置いて、全額国庫補助でおこなうもの。(2)は、全額国庫補助だが、事業は地方自治体が代行するもの。(3)は、一部開拓工事に補助金が出るものをいう。
五〇町歩以上の地区はすべて集団地と呼ばれ、(1)あるいは(2)としての認証を農林省より得れば、「認承地区」「国営地区」などと呼ばれた。これに対し五〇町歩以下の地区は小団地と呼ばれ、補助を受ければ「補助地区（あるいは非認承地区）」、受けなければ「非助成地区」と呼ばれた。

本報告で取り上げる岩手県東磐井郡興田村（現大東町）の開拓事業は、既存の村落と隣接して展開する事の多かった小団地開拓事業の一つである。

昭和二〇年秋、国策として、「緊急開拓政策」が取り上げられると、興田村役場はひとまず村内に七ヶ所の開拓地区を選定して入植希望者を募った、昭和二二年六月には東京よりの疎開者林徳太郎を組合長として「興田開拓組合」が成立した。北より京津畑地区一〇戸、丑石地区五戸、落合地区三戸、天狗田地区一八戸、狩集地区二〇戸、中山地区五戸、大住地区一一戸の七地区合計六二名の開拓者によって構成される組合であった。以後この組合を中心に興田村の開拓事業は進められてゆく。

入植者が最初に直面したのは、未墾地の取得問題である、村内の入植地は所属別でも「国有」「村有」「私有」の三種があり、交渉の相手も、地元の利害関係も異なっていた。そして、未墾地の開放問

題は当時進行中の農地改革とも無関係ではありえなかった。

一方開拓者の中にも、純粹な入植者というより「増反入植者」と呼んだほうが適切な人々も少なくなかった。彼らは開拓事業を、当時進展しつつあった農地改革の一部として、土地取得の手段とみなす傾向があった。一般には農地改革においてには山林原野は解放の対象にならなかつたと言われているが、その一部は未墾地解放という形で農民の手にわたったのである。

開拓事業には、各種の補助・融資金が初期の段階から交付されて、開拓組合もそれに対応して幾度か改組された。それらは戦後における補助融資行政とその受け皿作りの努力の、もっとも早い段階のものであったといえるだろう。

このような新しい政策を可能にした重要なポイントは、受け入れ側である開拓組合を運営していた人々の特異な資質にあった。開拓事業に携わった人々は村外での生活経験が豊富な人や大規模な官僚制組織で働いた経験のある人が少なくなく、行政組織の要求する煩雑な書類事務にも応えることができた。開拓事業は、農民組織の運営に新しいタイプの人材を活用した点でも、戦後農村の大きな変化を予兆するものだったといえる。

